事 　務 　連 　絡

令和２年３月27日

介護保険サービス事業所　各位

鳥羽市健康福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間の合算について

　平素は、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、今般の新型コロナウイルス感染症に対し、令和２年２月18日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」が発出されたことに基づき、本市の対応方針等を下記の通り定めましたので、通知いたします。

　つきましては、下記の対応方針等に基づき、適切にご対応いただくようお願いします。

記

１　対応方針

　　下記ア～ウの要件を満たす本市の介護保険被保険者について、被保険者等からの申し出によって、当該被保険者の要介護認定・要支援認定の有効期間に一律12か月間を合算することとします。なお、申し出の際には、この取扱いが極めて例外的なものであることに留意してください。

　　ア　被保険者本人が入所または入院している介護保険施設や医療機関等において、新

　　　型コロナウイルス感染症の対応のため、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられ、当該被保険者への認定調査が困難な状況であること。

　イ　様式１「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算申出書」による申し出があること。

　ウ　要介護認定等申請の申請種別が、更新申請であること。（更新申請期間中の者に限る。）

２　面会禁止等の措置を講じた場合の報告等について

　　上記１の要件アのとおり、本市では、新型コロナウイルス感染症への対応のために、被保険者本人が入所または入院している施設等において、面会禁止等の措置を講じていることを確認した上で要介護認定等の有効期間を合算しますので、貴施設等において、このような措置を講じられた場合には、お手数ではございますが、鳥羽市健康福祉課長寿介護係まで様式２「要介護等認定調査実施困難施設届出書」の提出をお願いします。※面会禁止の措置を解除した場合は、様式３「要介護等認定調査実施可能施設届出書」の提出をお願いします。

　　ただし、面会禁止等の措置を講じている場合でも、認定調査が可能であるときには、この限りではありません。また、面会禁止等の措置を講じた場合で、当該施設等に都道府県または指定都市が実施する認定調査員研修を受講したケアマネジャー等が在籍しているときには、認定調査の実施をお願いする場合がございますので、何卒ご協力をお願いします。

３　要介護認定等の有効期間合算について

　（１）有効期間合算の申出方法について

　　　　様式１「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算申出書」の

　提出によります。　※更新申請をしていない場合は、介護保険被保険者証を添付してください。

　（２）申出書の提出窓口について

　　　　保健福祉センターひだまり１階　健康福祉課長寿介護係　※出機関等での受付はできません。

　（３）代理申出の可否について

　　　　本人等の同意を得た上で、入所または入院先の施設等による代理申出を認めます。

　（４）合算する期間について

　　　　上記（１）の申出書の提出により、従来の有効期間に一律12か月間を合算します。

　　　　※すでに更新申請の提出がある場合、申出書の提出により、当該申請を取り下げた上で、現認定有効期間に対して12か月間の合算を行います。

　（５）受付開始日

　　　　令和２年４月１日（水）から受付開始

　　　　なお、当該取扱いの終了については、政府の動向等を確認しながら、本市ホームページ等でお知らせします。

【事務担当】

鳥羽市健康福祉課

　長寿介護係（辻川）

TEL：25-1186　FAX：25-1154

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【事務担当】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　健康福祉課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長寿介護係（辻川）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL：25-1186

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX：25-1154